

令和元年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、令和元年度の実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。

2 事後評価

(1) 実績評価方式による評価等

基本計画第6の3(1)アで定める政策の体系は別添1のとおりとし、令和元年度においては、「平成30年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、基本目標2業績目標3及び4、基本目標3業績目標1及び2並びに基本目標7業績目標1について、平成30年度を評価期間とする評価書を作成する。

なお、令和2年度においては、別添1のうち基本目標2業績目標1、2、3及び5並びに基本目標7業績目標1について令和元年度を評価期間とする評価を実施し、その他についてはモニタリング（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に定める実績の測定をいう。以下同じ。）を実施することとするが、モニタリングの結果等により評価の必要があると認められる場合には、この限りでない。

(2) 事業評価方式による評価

令和元年度においては、別添2の規制について、平成30年度までを評価期間とする評価書を作成する。

なお、別添3の規制について、令和元年度までを評価期間とする評価を実施する（評価書の作成は、令和2年度）。

3 事前評価

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、随時必要に応じて実施する。

政策の体系

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 捜査への科学技術の活用
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 国際組織犯罪対策の強化

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 災害への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 安心できる I T 社会の実現

- 業績目標 1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

令和元年度事業評価方式による評価項目

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）により新設された規制
 - ・ 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
 - ・ 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
 - ・ 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長
 - ・ 高齢者に対する認知機能検査の導入
 - ・ 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
 - ・ 年少者による空気銃の所持の制限
 - ・ 年少射撃資格の認定制度の創設
 - ・ 実包の所持状況の記録化
 - ・ 実包等の保管に係る努力義務の新設
 - ・ 行政調査に関する規定の整備
 - ・ 調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設
 - ・ 猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第168号）により新設された規制
 - ・ 店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加
 - ・ ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）により新設された規制
 - ・ 暴力的要求行為として規制する行為の追加
 - ・ 準暴力的要求行為の規制の拡大
 - ・ 対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置
 - ・ 賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加
 - ・ 縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止
 - ・ 暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

○ 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）により新設された規制

- ・ 病気の症状に関する質問票への虚偽記載等の禁止
- ・ 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止
- ・ 一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除
- ・ 取消処分者講習の受講対象の拡大
- ・ 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令
- ・ 自転車の制動装置に係る検査、応急措置命令等

令和2年度事業評価方式による評価項目

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）により新設された規制
 - ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加
 - ・ 規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第12号）により新設された規制
 - ・ 識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）により新設された規制
 - ・ 公告国際テロリストに対する行為の制限等
 - ・ 公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）により新設された規制
 - ・ 疑わしい取引の届出に関する判断の方法についての規定の整備
 - ・ 外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備